

長崎県公立大学法人情報セキュリティ強化戦略会議規程

〔令和元年12月9日〕
規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人組織規則（平成20年規程第3号）第19条の規定に基づき、情報セキュリティ強化戦略会議（以下「戦略会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(設置及び目的)

第2条 情報セキュリティ学科の定員増と県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）（以下「研究センター」という。）の整備により、本学の特色を強化し企業と連携することにより本学のさらなる強みを生み出す必要がある。その実現のため、当分の間、法人に戦略会議を設置する。

(業務)

第3条 戦略会議は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報セキュリティ学科拡充に関すること。
- (2) 研究センターの整備に関すること。

(構成員)

第4条 戦略会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副学長（情報担当）
- (2) 情報システム学部長
- (3) 情報システム学科長
- (4) 情報セキュリティ学科長
- (5) 情報セキュリティ学科に所属する教授、准教授及び講師
- (6) 法人事務局長
- (7) 法人事務局理事兼シーボルト校事務局長

(議長)

第5条 戦略会議に議長を置き、副学長（情報担当）をもって充てる。

- 2 議長は、戦略会議全般の業務及び運営を統括する。

(議事)

第6条 戦略会議は、必要に応じ議長が召集する。

- 2 戦略会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 戦略会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、法人事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年12月9日から施行する。